

第5回歴史的建造物保存活用計画作成委員会会議録

開催日時 令和6年1月23日(火) 午前9時00分～
開催場所 本庁舎5階 501会議室
出席委員 朽木量委員長、金出ミチル副委員長、小関悠一郎委員、小池隆委員、
五月女晃人委員、市村昌子委員、三石宏委員
オブザーバー 千葉県教育庁教育振興部文化財課 指定文化財班 菅澤由希氏
事務局 後野主幹(事)文化係長、大竹主任主事、高木主事
株式会社文化継承建築設計事務所 技術スタッフ 和田裕子氏
傍聴者 なし

1 開会

会議録署名人に市村委員、三石委員を指名

2 あいさつ

3 議題

(1) 保存活用計画の内容について

(第1章について)

事務局より資料に沿って説明

【意見】

金出副委員長： 冒頭で澁谷家の歴史について触れており、併せて6ページの地理的環境でもかなり細かく書かれている。しかし、根郷屋という集落の名前が、冒頭では出てくるが、6ページになると根郷屋が出てこない。2カ所の記述の歴史の整合性を図っていただきたい。内容は重複するところがあるか。

事務局： そうである。文言の整理をしたいと思う。

金出副委員長： 19ページの部屋と調度品の見取り図(俯瞰)はとても良い。この絵は、今後パンフレットやポスター等で、利用されるものになると感じた。

(第2章について)

事務局より資料に沿って説明

【意見】

小池委員： 45ページの(3)維持管理の方法で、清掃巡回、日照・通風の

確保等々あるが、これは文化財保護主管課の指導を受けて、市民のボランティアを作るという事か。

事務局： 最初は文化財保護主管課が行い、将来的に市民ボランティア等も募集をし、体制を整えていきたいと思う。そして、ボランティアの方たちと一緒に協力しながら維持管理を行なっていくということを想定している。

小池委員： 一緒ということは、ボランティアに任せきりではないということか。

事務局： 任せきりという形ではなく、一緒に維持管理に努めていくことを想定している。

朽木委員長： 42ページ【その他資料】で、「ガラス破損部に貼られたポスターや土壁の剥落を抑えるための貼られたカレンダー等、簡易的に機能を代替したものについては、特に検討する」とあるが、主屋内のオクの部屋の入口に葬儀の時に用いられたと思われるような、幔幕や盆提灯が下がっているが、普段から使っていたとは考えにくい。

そのような一時的に設置されたものについては必要に応じて外しておかなければ、間違ったメッセージ性を持って将来的に公開する時に伝わってしまう可能性があると思う。幔幕や盆提灯についても検討した上で残すかどうか検討いただいた方がいいと思う。

事務局： 主屋内部に張られている資料については、随時記録保存等の調査を行いながら、取捨選択していくように考えている。

県文化財課： 42ページ【その他資料】で「歴史資料と民俗資料については、公開に向け、設計時に郷土資料館の協力のもと目録を作成し、本計画の活用計画に基づき展示を行う」と書かれているが、目録の作成は、設計時ではなく、その前段階の調査時に行ったほうが良いのではないかと文化庁から指摘があったかと思うが、設計時に目録を作成するのは変わらないか。

事務局： 予定では来年度以降、基本設計等に入っていく。目録の作成も順次入っていくのでそのまま残していたが、誤解を生むようであれば削除する。

県文化財課： あえて設計時にやらなくてはいけないというわけではないということか。

事務局： そうである。

県文化財課： 結果的に基本設計と目録の作成が同時進行で行なうのであれば削除した方が良いと思う。

事務局： 【その他資料】の1つ目の項目については削除する。

県文化財課： 48ページ表2-2で、表上の米印では「防災・防犯」となっているが、表中では「防犯・防災」となっている。表記を統一したほうが良いと思う。

事務局： 「防災・防犯」に統一する。

県文化財課： 39ページ保存年代の設定について、現在の部分に価値を置き過ぎていて、保存年代が現代のものが一番大事というように捉えられないように、今回保存年代を時代に設定しないと修正しているが、文化財建造物の保存活用計画として、保存年代を特定しないとこの事は良いのか疑問に思う。建造物が専門の金出委員はどう考えているか。

金出副委員長： 澁谷家住宅は、建物の骨格がすごくよく残っていることが建物の特徴で、現在の間取りは当初とあまり変わっていない。そこがすごく重要なことであると思う。

あとは、建物に付加されたものを、どうやって組み込み、保存年代を設定するかというのは、どのように表現するかだと思う。

県文化財課： 建築当初から改変を受けていない部分というのは、保存しなければいけない保存年代の一つと思う。そして建物だけでなく、江戸時代から現在まで続く生活空間も一緒に保存していくというのが今回の計画の肝になる部分だと思う。この2点を併記しても良いのではないか。

金出副委員長： 建物の基本的な構造は建築当初から大きく変わっていないことを強調していいと思う。それをこれから活用していく上では、建物の上に重ねられてきた200年分の歴史も併せて伝えるというのはいかがか。私は、主屋はほとんど改変を受けていないと言っていいぐらい当初のまま残っていると思う。昭和中期に改変を受けた風呂場は活用のために使用する予定のため、改変を加えられたことは重要ではないと思う。

小関委員： 建造物の保存年代と書いてあるが、生活空間という言葉もあり、建物自体とその生活の調度品は、それぞれに年代があると思う。建物だけで考えると保存年代を設定できるのではないか。できるのであれば設定し、生活空間の方は、今もある程度残っている形を活用していくという方針にするというのではないかと思う。

事務局： まずは建物の保存年代について書き、建物と併せて生活用具も保存していくというような表記に変えたい。

こちらについては、修正後の表記を後日メールで確認させていただきたい。

朽木委員長： 建築の場合、当初の形に戻すというのがメインになるが、屋根の問題が出てくると思う。屋根の部分の保存年代についても明記した方が良いと思う。

金出副委員長： 屋根は昭和50年代瓦型鉄板葺が茅葺にかぶせてあり、あくまでも保存措置としてかかっているものである。そのため、茅葺の姿か鉄板のまま残すかどうかについては、保存の本質的なところには関わらないと思う。

朽木委員長： 屋根部分については、ただし書き等で、建物部分と屋根部分に分けたほうがいいのではないかと思います。

金出副委員長： 主屋では、江戸時代から現代までの生活感が積層しており、昭和中期、昭和後期の生活感がすごく目に見える形で出てきている。生活感を表すものの中には、明治時代や昭和初期の生活を表すものもある。屋根の改変はそのなかの1つで、生きていくために必要だったから行われたものとして評価できると私は考えている。

小 関 委 員： 以前、学生と澁谷家住宅を見学したが、外からは茅葺屋根が見えないが、主屋内の土間から見上げると茅が見えて、茅葺屋根はこうなっているのかという気付きがあった。鉄板屋根と茅葺屋根両方あることは、それはそれで良いことではないかと思う。

県文化財課： 茅葺屋根と鉄板屋根については、部位の設定や保存の方針ではどのように扱っているか。朽木委員長としては、鉄板屋根と茅葺屋根は守っていくものなのか、場合によっては現状変更するものなのかについて、明記しておいた方が良いということか。

朽木委員長： そうである。

事 務 局： 部位の設定では、茅はもともと更新するものであるため、基準2の定期的に材料の取換えや補修が必要な部位として考えている。鉄板も同様である。また、屋根の部材のうち、野地板等の間に挟まっている部材については、基準1のbとして考えており大事な部材だが、ある程度の更新が必要と設定している。

県文化財課： 現状維持という形になっているということか。茅の上に鉄板が覆われている状態でメンテナンスし、取り換えつつ、現状維持をしていくというイメージか。

事 務 局： そうである。修理の計画としても現状では鉄板屋根を新しくかぶせ直すという事を考えている。

県文化財課： そうであれば、39ページの保存年代の設定のところには、何が何でも当初の姿に復元するものではないということ、書いておいたほうがいいのではないか。

「主屋は建築の観点から、改変を受けてない部分が重要な部分なので、保存年代としては、その建築当初の改変を受けてないところを保存していく。ただし、当初の姿に復元するのではなく、生活空間として江戸時代から現代に続く空間を保全していく」というような書き方になってくるかと思う。

金出副委員長： 当初の姿に復元するのではなくというのはかなり強い言葉なので「必ずしも」という言葉を付けて「必ずしも復元する年代は当初ではない」という表現でも良いのではないか。例えば、将来的に土間にある風呂場の部分を撤去して、昔の奥までの土間に戻したくなるかもしれない。そのようなことも想定されるため、ゆとりをもたせた方が良いと思う。

事務局： 「必ずしも」という表現を使用した場合、便所についても、今は復旧ということで、破損したものを元に戻すということを考えているが、今後便所の使われていた時期の様子がわかるのであれば、その時期に復元するという余地も出てくる。

金出副委員長： ここでは、復元しないと言わなくてもいいのではないか。将来、20年ごとに茅葺き替えの豊かな助成金が得られるような状況が生じたら、茅葺屋根を復元したい。茅葺屋根に関しては、復元したくないわけではない。

県文化財課： 復元については触れず、建築当初から改変を受けていない部分については、保存年代は建築当初の一番古いところが保存年代になると思う。生活空間に関しては、江戸時代から現在まで続いてきた空間を保存することとすると書いてはいかがか。

前回の会議でも意見が出ていたが、やはり建築当初のものを残しているというのが一番大事なので、そこは必ず書かないといけないと思う。

事務局： 建築当初から改変を受けていない部分を、保存するということがまず1つで、現在までの生活空間が残る部分も併せて保存していくというような表現に変更する。

三石委員： 本計画では、できることやりたいことを書いて、やらないことやあまり明言しないことは、ここには書かないという認識で良いか。

やりたいことを書いていくので、復元しない等マイナスの表現は入れず、できることを書いていき、計画にゆとりを持たせておき、実施設計を作成するときには、もっと具体的なことを入れていけば良いという考え方で良いか。

事務局： そうである。マイナスの表現は省いてシンプルに書くようにして

いきたいと思う。

(第3章について)

事務局より資料に沿って説明

【意見】

小池委員： 63ページ(2)ウは、「畑として整備する」とあるが、畑として整備するのは大変と付近の農家から聞いた。検討する余地はないのか。

畑として整備するという事は、種まきから収穫作業まで行うと思うが、そこまで農家は責任を持ってないとの声があった。

どこかの県で、じゃがいもを育てて収穫し、調理する授業を実施した学校があるが、食べた子どもたちが食中毒になってしまったということがあった。そのような事態も想定されるため、農家としてはやりたくないとのことであった。また、時間的な余裕もないとのことである。

もし、実施するのであれば責任の所在を明らかにしないと、協力する農家はいないと思う。また、収穫体験をさせてあげようとサツマイモを植えた農家が佐津間地区にいたが、ネズミに食べられてしまいすべてだめになってしまったという。

サツマイモを育てることは難しいので、もし、澁谷家の畑で育てるのであれば、じゃがいもや大根になると思う。だが、消毒作業が必要になるため、市民農園を少し経験した程度の人では難しいということを書いていた。

事務局： 澁谷家住宅の保存の方針として、畑と主屋の部分、その奥の屋敷林という景観一体となって守っていきたいと考えている。そのため畑として整備するという事で、やっていきたいと思う。農家に任せきりということは今のところ想定していない。今の話を受けて、畑としての活用は難しい部分もあるかと思うが、景観を守っていくというところで、このままの方針でいきたいと考えている。畑部分の活用についても、市が主体となって行うように考えている。

金出副委員長： 畑を市民農園として希望者に貸し出して、畑利用をしてもらうのはいかがか。63ページの表記も、「畑として整備する」と書くのではなく、「畑利用を目指す」のような書き方でも良いのかもしれないと思う。

小池委員： 市民農園も最初の1年くらいは綺麗に整備されるが、2年3年と年数が経過すると荒れてくることが多い。

畑部分の活用方法として、佐津間地区には、毎年公民館で菊の展示会を行なっているが、畑部分で菊の展示会を実施してはどうか。会のリーダーも協力していただけるとのことであった。

事務局： 菊の展示会についてのご意見はありがたい。菊の展示会については畑部分ではなく、主屋の敷地の中などで開催出来たらと思う。

敷地内の除草剪定については、文化財保護主管課が主体となって実施していくことを想定しているため、草が生え放題の状態になることは今のところはないと考えている。畑部分の活用方法としては、市民農園として貸し出すか、ボランティアを募るかという方法があるが、景観を守るという意味でも畑としての活用を考えている。

菊の展示については、自治会や小池委員、展示を行なっている会と場所を相談しながら、展示会を行うといった活用方法が想定できると考えている。

三石委員： 小池委員の話を伺うと、畑としての活用は、なかなか難しいと思う。事務局としては景観を維持するために畑として活用するということはあると思うが、63ページ(2)ウの畑の表記について、「畑」と書いてしまうと、畑として整備しなくてはいけないという感じになってしまうため、表記を変えて、「畑など」や「屋敷までのアプローチ部分」というように幅を持たせて書いてはいかがか。

小池委員： 私も、畑としての活用がどうしても嫌だというわけではない。

78ページの公開・活用の基本方針で「地域住民の交流の場として活用する」という記載があったため、畑部分をイベント広場として活用できないかと思い、菊の展示を提案した。

小関委員： 私も畑以外に使う余地を残す記述の方がいいかと思う。26ページの写真を見ると、畑部分に木のようなものが生えているように見える。今畑として活用を考えている部分が全面的にかつて畑として使われていたわけでもないのかと思う。畑部分がかつてどう使われていたのかについて、分かる範囲で調べておいた方が良く思う。

事務局： 小池委員、三石委員、小関委員からいただいた意見をもとに、63ページ(2)ウについては、「畑」と書くのではなく、「主屋までのアプローチ部分」といったような少し幅を持たせたような表記に変えるように検討したいと思う。

金出副委員長： 63ページ(2)ウの表記は、64ページの図3-3にも反映されるので、「広場」という表記はいかがか。柏市の吉田家住宅も広場みたいなスペースがある。63ページ(2)ウの表記を変えた際には、64ページ図3-3にも反映していただきたい。

事務局： 63ページ(2)ウと64ページ図3-3の表記は連動させるということで良いか。

金出副委員長： そうである。

県文化財課： 活用の幅を広めていろいろな形に使えるように、計画で書くことは賛成である。そのうえで、「景観に配慮して」という文言は入れておいたほうが良いと思う。事務局の意向として、景観保全があると思うので、それは入れて良いと思う。近代的な集会所を建てたりコンクリートで舗装したりすることは望ましいことではないと思うので、景観に配慮した上で、広場的な利用を考えても良いと思う。

三石委員： 64ページウで、火災などの緊急時や大規模な工事を要する場合の車両についても、門の前で停めるのか。他に、旧所有者から緊急時等の車両が通るルートを確認する予定か。

事務局： 大規模に伐採等が必要であれば工事前に終わらせるように考えている。災害の消防であれば、門の前に車を停めて、ポンプをつなげれば消火することができる。現時点では、管理車両の通路は通さないように考えている。小型の車両や門の下をくぐる程度の高さの車両であれば、そこから入っていくようなことを想定している。

朽木委員長： 駐車車両について、以前も議論したかと思うが、それについては特に変更等はないか。

事務局： 変更ない。見学者には、基本的に公共交通機関で来ていただく。足が不自由など、合理的な配慮が必要となる場合や、遠方からいらっしゃる方がいた場合には、北部公民館に協力を仰いで停めさせてもらうということを想定している。

小池委員： 駐車車両について北部公民館を駐車場所として考えているということだが、現在公民館の登録利用団体は約95団体ある。その内70団体程が、予定通り活動している。北部公民館は駐車スペースが20台程度しかなく、毎日7割から8割は埋まっている状況である。駐車スペースが足りない日もあり、その際には、公民館の前に建っている介護施設の駐車場を借りている。おそらく公開後に観光で来る方の駐車場所として公民館を使うことは難しいと思う。駐車場所が無いと、路上駐車をする観光客も想定されるが、そうになると地域住民に迷惑が掛かってしまう。

そのため、市営駐車場の整備やコインパーキングの確保などを行ない、観光客の駐車場所の確保を行なっていただきたい。

事務局： 路上駐車によって周辺住民の住環境を害してしまうと、活用ができなくなってしまう。そのため、活用方法としては、完全予約制で

考えているところである。イベント参加者で、どうしても車で来なくてはいけない場合には、北部公民館や介護施設に停める等の調整は必要だと思う。

小池委員が仰るとおり、周辺環境を害さない形での活用は、非常に重要なことだと思っている。今後、駐車場の要望が増えてくれば市営駐車場やコインパーキングの確保ということもあるかもしれないが、現時点では、79ページに記載のとおりでの活用と考えている。

金出副委員長： 50ページからの(2)植生の中で、生垣について記載があり、17ページ図1-4では、門扉の痕跡などは図面に落とし込まれている。

それに対して、今も生垣が門の手前と、門の横に残っているが、それは残す対象になっているか。この生垣は残したいと思う。

事務局： 60ページ図3-1で保存区域、保全区域、整備区域と区域を分けて載せている。今も残る生垣については、保存区域として設定している。この図では、生垣が残る部分について、「門の痕跡か」と書かれているので、「生垣」等の記載を加えるような形で、生垣も含めた保存区域というように記載をする。

(第4章について)

事務局より資料に沿って説明

【意見】

県文化財課： 72ページ表4-2で、丸がついているものは現時点で設置されているというわけではなく、設置を検討している設備ということか。

事務局： そうである。

県文化財課： 凡例を入れた方がわかりやすいと思う。

自動火災報知設備等の受信設備はどこに設置する予定か。受信とかパネルみたいなものや、どこで火事が起こっているかわかる設備はどこに設置する予定か。

事務局： 場所は検討中だが、現時点では土間で考えている。詳細は今後詰めていく予定である。

県文化財課： 旧所有者さんのお宅がすぐ近くにあると思うが、そちらとは特に連動はしない予定か。火事を知らせる通報装置が旧所有者宅に設置されるとかはないのか。

事務局： 想定していない。設備の設置は計画区域に限って考えている。

三石委員： 防犯カメラの設置については触れないのか。防犯カメラの設置に

については協議をする必要があると思う。

事務局： 防犯カメラの設置については協議をしているところである。本計画では、機械警備の中にそういったものも含めてというところで行っていくかどうかを検討するところになる。

(第5章について)

事務局より資料に沿って説明

【意見】

五月女委員： 前回の会議の中では、イベント等の参加者は市民対象という記述があり、観光の視点から考えると、市外からも取り入れて欲しいと提案したかと思うが、どうなったか。

事務局： 市民を対象というような文言は削除している。

しかし、澁谷家住宅の所在する地域が第1種低層住居専用地域に該当しており、建築住宅課と協議を重ねた結果、イベントは各回15名程度で、年6回というような形であれば地域の用途の中に納まるであろうということで、承認をいただいた。最初はこの内容で動き出していきたいと思っている。イベントの募集も広報かまがやや市の公式LINE等になることが想定されるため、参加者は市民が中心になると思うが、市外だからといって断るものではない。

金出副委員長： 84ページで書かれているデジタルでの復元は、澁谷家に来ることのできない方に見ただけの一つの窓口になり、とても効果的だと思う。一方で、嘉永年間の家相図を復元することは、具体的なイメージがないと難しい。灰小屋や、厩等の失われたものについては、復元することはとても難しい。具体的に灰小屋、厩と記載せず「失われた建物を立体的に復元する」といった表記に留めて置いた方が良い。

市村委員： 第1種低層住居専用地域というものは公開後もかかってくるものだと思うが、これによって公開活用の仕方がどのような制限を受けるかについても、77ページに明記されるのか。具体的にどのような制限がかかってくるのか、分かれば教えていただきたい。

事務局： 建築住宅課からは、周辺の住環境を害さない活用を求められているところだが、イベントの参加者数や開催数の具体的な上限は言えないと言われている。現在こちらで想定している年6回、各回15名という数であれば、環境を害することはないだろう、ということで都市建設部内で決裁を取っており、千葉県土木事務所にも確認している。

回数を1回増やしたり人数を増やしたりということは、しばらくは難しいと思う。公開後しばらくは年6回各回15名というような制限のなかで活用していくように考えている。

市村委員： 実際に活用をしてみて、回数や人数を増やす場合は、別途県に確認をとる作業が必要になるのか。

事務局： そうなると思われる。

金出副委員長： 89ページ佐津間自治会館との連携について、「想定される」と書かれているが、もっと積極的な表現にしてはどうか。

事務局： まだ、佐津間自治会と、どのような形で連携していくかについては協議をしていない。まだ具体的なものではないため、連携を想定と書いている。計画作成後に協議をしていきたいと考えている。

小関委員： 78ページの公開活用の基本方針の4つめは、文章が2つに分かれているが、1つの文章にまとめることは出来ないか。また、澁谷家の歴史を発信し学ぶということだが、順番としては学んで発信するのが良いと思う。

県文化財課： 79ページの最後だが、公開にあたっては近隣住民の理解を得た上で良好な関係の構築に努めるのではなく、良好な関係の構築に努めた上で、理解を得て実施するという順番になると思う。表記を検討いただきたい。

事務局： そのように修正する。

小池委員： 地域住民の良好な構築というのは非常に難しい問題で、まだ若干閉鎖的なところがある。そのため、しっかりとした計画を持っていかないと、地区の人々と良好な関係を築いていくのは、難しいと思う。最初からしっかりした計画を持っていった方が、理解を得やすいと思う。

事務局： 承知した。

県文化財課： 直接この計画の中に盛り込むことではないが、計画が完成した時など、佐津間地区の住民に説明会などを行なっても良いかと思う。ぜひ一緒に盛り上げていきましょうというような説明をする機会があってもいいと思う。

事務局： 計画作成後、基本設計に移っていく予定だが、その段階で住民説明会みたいなものを考えている。地域住民へ丁寧に説明していきたいと思う。

市村委員： 駐車場については、具体的に北部公民館と詰められているのか疑問があるため、駐車場に関しては、もう1度事務局で再考するというのはいかがか。

まだ、計画に入れる段階にはないと思う。そこはきちんと調整した上で、はっきり入れられるような手順を取るべきだと思う。

金出副委員長： 「畑」の表記について、「前庭」というのはいかがか。

事務局： 「前庭」という表記は、主屋前の部分で使用しているため、別な表現の方が混同しないと思われる。

例えば、先ほど三石委員から提案のあった、「主屋までのアプローチ部分」という表記にするか、「旧畑部分」という表記にして、本文の中では畑として活用も想定するというような書き方にするのはいかがか。

金出副委員長： 言いやすく短い言葉が良い。

小関委員： 78ページの公開活用の基本方針の4つ目について、読み解くという古文書を解読するというようなことに限定されるようなところもあるかと思う。そのため、「澁谷家の歴史資料・民俗資料を積極的に活用して、その澁谷家や佐津間地区への理解知識を深め、さらなる情報発信につなげる」というような表現はいかがか。検討いただきたい。

事務局： そのように修正する。

三石委員： 79ページの公開方法の中で、具体的に開催数や人数は入れない方がいいのではないか。第1種低層住宅専用地域の基準に勘案して実施していくという書き方はどうか。

事務局： この部分に関しては、建築住宅課から開催数や人数を入れて欲しいと言われているため、削除しない方向で進めたい。

(第6章について)

事務局より資料に沿って説明

【意見】

金出副委員長： 資1の用語解説は、「よせむねづくり」とか、「むなだか」、「けしようだるき」、「ぬのぎそ」等一般的な読み方と違うものがあるが、意図的なのか建築大辞典を参考にしたのか。

事務局： 建築大辞典を参考にしている。資5で参考にしたという記載を入れている。

三石委員： 資7以降の部位の設定のところだが、委員の方々はこの表現で、どこの部分を指しているかわかると思うが、普通の方が見た場合にどこを示してるのかわからない可能性があるという感じを受けた。表記を工夫した方が良い。

金出副委員長： 資7以降の部位設定は右上に平面図があり区域ごとに色分けされ

ているが、色無しのものに変え、対象とする箇所を囲うなどして修正を加えた方が良いと思う。

事務局： 右上の平面図は区域わけの色がついていないものに変え、どの範囲を示しているのかの記載を加えるようにする。

金出副委員長： 壁のところは1、2という感じで数字を入れても良いと思う。矢印はわかりづらいと思う。

県文化財課： 94ページ本保存活用計画の改正について、「変更後の計画は、変更前の計画を添えて、千葉県教育庁を經由して文化庁へ提出し確認を受ける」となっているが、文化財保護法上は「認定」を受けることになっているため、この表記は「認定」に修正していただきたい。

また、「本計画の内容を大きく変更する必要がある場合は」と書かれているが、保護法上は、「軽微な変更を除き」とか、「文化庁長官による変更の認定が必要である」と書かれている。計画認定後の変更について、どういった手続が必要かについては、令和5年3月に文化庁が出している保存活用計画の策定等に関する指針を基に正確な表記をした方が良い。場合によっては、「保護法第何条に基づき」というような表記を入れても良いと思う。

事務局： 修正する。

三石委員： 資29は「澁谷貴重氏による作成」というような資料に対する説明があった方が良いと思う。また、資30の「澁谷家新家相図」については、資料の状態について説明を入れた方が良い。

小関委員： 資29は図面は文政9年に書かれて、澁谷貴重氏がそのことを書き込んだということか。

三石委員： 資29は、文政9年の家相図を澁谷貴重氏が写したものである。そのような表記も必要になると思う。

(2) その他

事務局より今後のスケジュールについて説明

4 閉会

【会議終了】

以上

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証する。

令和 6 年 3 月 1 日

署名人 市村 昌子
三石 宏